

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	中小企業等基盤強化税制（農商工等連携事業計画）	
税目（条文番号）	所得税、法人税 （租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12） （租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3、第 22 条の 25）	
見 直 し の 内 容	農商工等連携促進法に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限の延長を行わない。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 204 百万円 （ 31,900 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	本制度は、平成 20 年度に創設以降、農商工等連携促進法に基づき、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品・新サービスの開発等の新たな事業展開の取組を支援することにより、中小企業経営の向上及び農林漁業経営の改善を実現し、地域経済の活性化を図ることを目的に延長してきた。 しかしながら、農商工等連携事業計画について平成 21 年度までに 369 件の事業が認定されているが、現時点において本制度の利用実績はなく、政策目的に向けた手段としての有効性が認めにくいことから、本制度の延長要望を取りやめることとする。	